



第59回 **結婚・子育て資金の贈与について 2**

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

**Q** 秋に孫が結婚する予定です。これから結婚・出産・育児とお金がかかると思うので、結婚祝いとは別にまとまった額をあげたいと考えています。この場合の税金はどうなりますか。

**A** 今月は結婚資金などの一括贈与をした場合の税金についてのご質問ですね。  
このことについては2018年6月号でもご紹介しましたが、今回は今年の4月の税制改正も含めてご説明します。

■ **結婚・子育て資金一括贈与非課税制度**

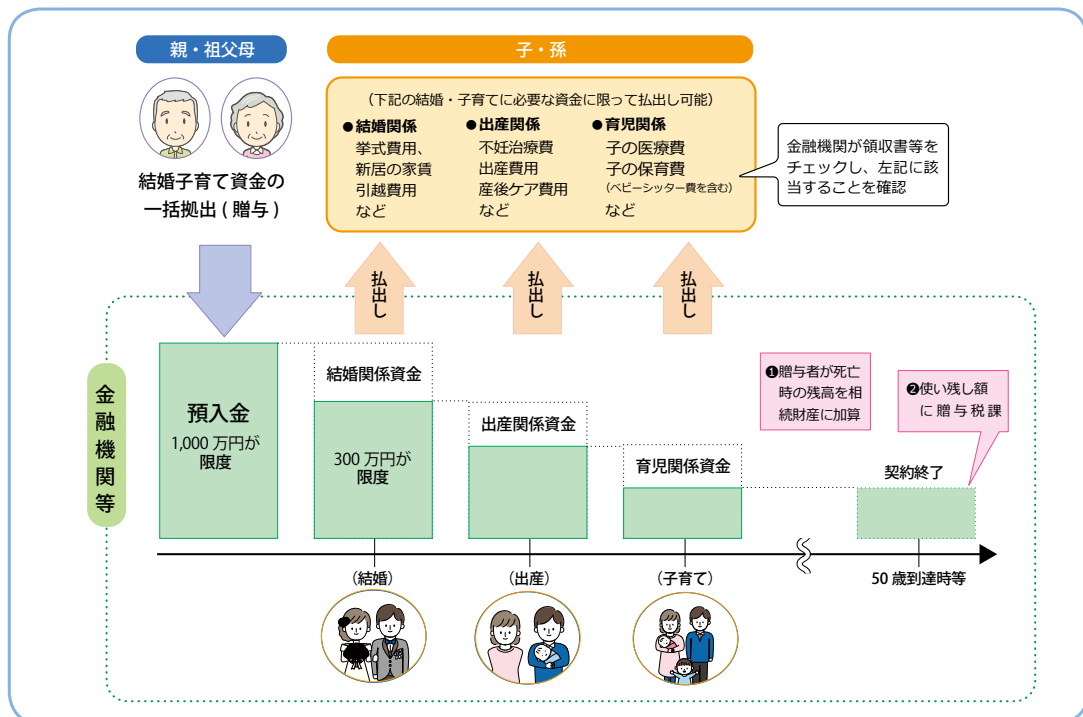
親や祖父母から子や孫への金品の贈与については、原則として贈与税の課税対象となりますが、その贈与が①生活費に充てるため、②通常必要と認められるもので、③必要な都度、直接生活費に充てられた場合には贈与税の課税対象とはなりません。

また、個人から結婚祝い等の金品の贈与についても社交上必要なもので、贈与者と受贈者との関係等に照らして社会通念上相当と認められる場合には、贈与税の課税対象とはなりません。ただし、「相当」を超える金品については贈与税の課税対象となります。

したがって、まとまった額の金品を結婚・子育てを支援するためにあげるとすると、原則として贈与税の課税対象となりますが、一定の要件を満たす場合には、1,000万円まで非課税となる制度があります。

1. **制度の概要**

この制度は、両親や祖父母などの直系尊属（贈与者）が子や孫などの直系卑属（受贈者）名義の金融機関口座等に「結婚・子育て資金」を一括して拠出し、受贈



者がそれを結婚・子育て費用に充て、一定の要件に当てはまる場合は、受贈者ごとに1,000万円（結婚関係費用の場合は300万円）まで非課税となるものです。

この制度は、両親や祖父母の資産を子や孫などの若年層に早期に移転することで、将来への経済的不安を取り除き、結婚・出産・子育てを支援するために創設されたものです。

## 2. 要件

- (1) 直系尊属から直系卑属への「結婚・子育て資金」に充てるための贈与であること
- (2) 受贈者の年齢が18歳以上50歳未満であること
- (3) 受贈者の贈与を受けた年の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- (4) 受贈者は金融機関等（信託銀行・銀行・証券会社）と「結婚・子育て資金管理契約（以下「契約」といいます。）」を締結し、契約に基づき受贈した金銭等の預入等をし、金融機関等を経由して「結婚・子育て資金非課税申告書」を受贈者の所轄税務署に提出すること（贈与税の確定申告書の提出は不要です。）

## 3. 結婚・子育て資金

結婚・子育て資金とは、次のようなものをいいます。

- (1) 結婚関係資金
 

会場費、衣装代、飲食費等の挙式費用、賃借する新居の家賃・敷金など、結婚に際して支出する費用
- (2) 出産関係資金
 

不妊治療費、妊婦健診費、出産費用、産後ケア費用など、妊娠・出産に際して支出する費用（受贈者の配偶者の為の費用も含まれます。）
- (3) 育児関係資金
 

子の医療費、子の保育費（ベビーシッター代を含みます。）など、育児に際して支出する費用

## 4. 契約期間中の手続

契約の期間中に結婚・子育て資金を支出した場合は、領収書などを一定の提出期限までに金融機関等に提出する必要があります。金融機関等では提出された領収書などに基づき結婚・子育て資金口座の残高を管理します。これを「管理残高」といいます。

## 5. 契約の終了

契約は、表の「終了の事由」欄の事由により「終了の日」欄の終了の日に終了します。

なお、表の(2)以外の場合には終了の日の管理残高が終了した年の贈与税の課税価格に算入されます。

終了の事由	終了の日
(1) 受贈者が50歳に達した場合	50歳に達した日
(2) 受贈者が死亡した場合	死亡した日
(3) 口座残高が「0」になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があった場合	合意に基づき終了する日

※「口座残高」と「管理残高」は異なる場合があります。

## 6. 契約期間中に贈与者が死亡した場合

贈与者が契約期間中に死亡した場合は、金融機関等へ「死亡した旨の届出」が必要になります。

- (1) 令和3年3月31日以前の贈与の場合
 

贈与者が死亡した日の管理残額が相続等により取得したものとみなされ、相続税の対象となります。
- (2) 令和3年4月1日以降の贈与の場合
 

受贈者が孫等である場合には相続税の2割加算の規定が適用されます。

## 7. 改正点

- (1) 適用期限
 

令和5年3月31日から令和7年3月31日まで2年間延長されました。
- (2) 贈与税の税率
 

受贈者が50歳に達した場合等で管理残高に贈与税が課される場合の税率が、直系尊属・卑属間に適用される特例税率ではなく一般税率となりました。

## ■ご質問の場合

ご結婚されるお孫さんへの贈与が、上記2の要件を満たす場合は結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の対象となります。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。